

平成 2 7 年の経営事項審査について

公共工事を元請けとして請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。民間工事のみを請け負う場合は申請の必要はありません。継続して受ける場合は、有効期間（審査基準日〔決算日〕から1年7ヶ月間）が切れないよう注意しましょう。

1. 申請時期、申請方法

原則として、平成 2 7 年 1 月 5 日（月）から平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日（金）までに、下記により申請していただくことになります。

※裏面「平成 2 7 年の経営事項審査日程表」参照

（1）平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日までに経営事項審査を受けた者

あらかじめ決算期等を考慮して日時等を指定しますので、その指定日に審査を受けてください。

決算事務処理の遅れ等の都合により、指定日以外の日に審査を希望する場合は、事前に長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに審査日の指定を受けて下さい。（対応可能な範囲での変更になります。）

（2）平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日までに経営事項審査を受けていない者

長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに指定を受けて下さい。

2. 審査対象決算月

平成 2 6 年 7 月 1 日から平成 2 7 年 6 月 3 0 日までの間の決算月

3. 経審の結果通知

経営事項審査の結果通知書の送付は、通常、審査を受けた月の翌月の下旬になります。

4. 各公共団体への入札参加資格申請

長崎県への入札参加資格審査申請は、経営事項審査（**経営規模等評価及び総合評定値の請求**）と同時に受け付けますので、必ず平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日（金）までに審査を済ませてください。

また、他の自治体等への入札参加資格審査申請を行う場合は、それぞれの申請期限や経営事項審査の結果通知までの期間等を考慮した上で、経営事項審査を済ませるよう注意してください。

5. 問い合わせ先

長崎県土木部監理課 建設業指導班

〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市江戸町 2 - 1 3

T E L 0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 1 5（直通）

ホームページ <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/>

平成 27 年の経営事項審査日程表

【長崎会場（長崎・県央・島原管内）】

1 月	: 8 日、14 日、15 日、27 日
2 月	: 17 日～19 日
3 月	: 10 日、11 日
4 月	: 23 日
5 月	: 11 日～13 日
6 月	: 15 日～18 日
7 月	: 1 日、2 日、21 日～23 日
8 月	: 18 日、19 日
9 月	: 1 日、2 日、28 日、29 日
10 月	: 1 日、2 日、19 日～22 日、26 日、27 日

【佐世保会場（県北・田平・大瀬戸管内）】

1 月	: 20 日～22 日
2 月	: 4 日～6 日
4 月	: 21 日、22 日
5 月	: 13 日～15 日
6 月	: 23 日～25 日
7 月	: 7 日～9 日
8 月	: 25 日～27 日
9 月	: 15 日～17 日
10 月	: 14 日、15 日

【五島会場（五島管内）】

1 月	29 日、5 月 19 日・20 日、9 月 8 日、
10 月	22 日・23 日

【上五島会場（上五島管内）】

1 月	30 日、5 月 21 日・22 日、9 月 9 日、10 月 6 日
-----	-------------------------------------

【杵岐会場（杵岐管内）】

1 月	28 日、5 月 26 日・27 日、9 月 9 日～11 日
-----	---------------------------------

【対馬会場（対馬管内）】

1 月	22 日・23 日、5 月 28 日・29 日、9 月 3 日、
10 月	7 日・8 日

※日時の指定を受けていない場合は、必ず表面「1. 申請時期、申請方法」に沿って指定を受けて下さい。

※提出・提示書類等に不備があると審査ができませんので、「経営規模等評価等申請要領」をよく読んで準備をしてください。